

# 反社会的勢力排除規約

## 第1条（目的及び基本方針）

本会は、反社会的勢力排除を社会的責任の観点から必要かつ重要であると認識し、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、不当要求は拒絶することを基本方針とする。

## 第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、以下に定めるところによるものとする。

- ① 本会とは、一人親方労災加入組合をいう。
- ② 会員とは、本会に加入している一人親方労災特別加入者本人、加入者が法人の場合は代表者、役員、株主、実質的に経営を支配しているもの等をいう。

## 第3条（反社会的勢力の排除）

本会は、会員が以下の各号に該当する者（以下、反社会的勢力）であることが判明した場合は、無催告で契約を解除することができる。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 特殊知能暴力集団等
- ⑨ その他前各号に準ずる者

## 第4条（契約解除）

本会は、会員が反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、無催告で契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力が、経営に実質的に関与している関係
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

本会は、会員が自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、無催告で契約を解除することができる。

- ① 暴力的要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて本会の信用を毀損し又は本会の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

#### 第5条（契約解除に伴う賠償補償等）

本会は、本条各項の規定により無催告で契約を解除した場合、会員は一切異議は申し立てず、また損害が生じても本会は何ら賠償ないし補償することは要しない。また、本会は必要と認められる場合は、上記の反社会的勢力に関する事項について外部専門機関に照会することができる。

#### 附 則

この規約は、令和2年9月16日から施行する。